

令和 8 年度分析食品リスト（案）について

令和 8 年度においては、「今後の分析食品の考え方等について」（令和 5 年 12 月 5 日食品成分委員会申合せ）に基づいて進めることとし、以下の食品・成分項目を対象として分析を実施する。

1 令和 8 年度分析対象食品

- （１）国民健康・栄養調査（食事しらべ）等を参考にしつつ選択した分析値が古い食品及び当該食品の調理形態が異なるもの。
- （２）既収載・既分析食品のうち成分値の再検討が必要なもの。
- （３）その他、新規収載が求められるなど分析が必要なもの。

2 分析を行う成分項目

分析対象食品について、全成分分析を基本としつつ、文献等により含まれないと推定される成分は除外するなど、食品ごとに各成分の分析の必要性を勘案して対象成分を設定する。

【詳細については資料 1－2 の表を参照】

- ・表中の「○」は分析対象とする成分項目。
 - ・表中の空欄は分析対象とはしない。
- ※収載値（案）の審議において、文献等に基づく推定による「(0)」等の収載を検討する成分項目。

- 3 なお、今回提示する分析食品リスト（案）から、令和 8 年度予算の範囲内で分析が可能な食品数に絞込みを行い、分析事業の公示、入札の対象を確定する予定。